

**利用者様の笑顔が 私たちヘルパーの幸せ！！！！**

住み慣れた地域 ・ 我が家で安心した生活を送りませんか？

## サービス内容

(介護保険内でのサービス内容で実施)

〔身体介護〕：食事介助、トイレ誘導、おむつ交換、入浴介助、  
身体清拭、更衣介助、体位変換、移動・移乗介助、服薬確認 等

〔生活援助〕：調理、洗濯、掃除、衣類整理、買物代行 等

## 営業日

月～土曜日  
※年末年始(12/30～1/2)を除く。  
※年末年始以外の祝日は営業しています。

## 営業時間

8:30～17:30



**※お申し込みや不明な点の  
お問い合わせがございましたら  
お気軽にお電話ください。**

701-0112

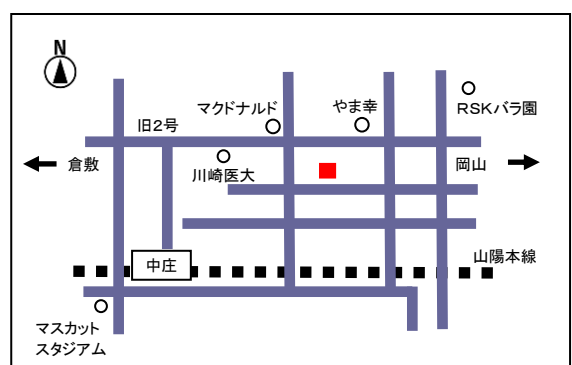
岡山県倉敷市下庄 700-1

TEL 086-462-7175

FAX 086-462-7778

URL <https://suseikai-group.jp>

担当：瀧崎



## ●介護給付(要介護1～5)

《訪問1回あたりの基本料金の1割負担金》※介護保険負担割合証(1～3割)による

| 利用時間<br>サービス内容 | 20分未満 | 20分～<br>30分未満 | 30分～<br>1時間未満 | 1時間以上                |
|----------------|-------|---------------|---------------|----------------------|
| 身体介護           | 163円  | 244円          | 384円          | 567円<br>(30分増す毎に82円) |

| 利用時間<br>サービス内容 | 20分未満 | 20分～<br>45分未満 | 45分以上 |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 生活援助           |       | 179円          | 220円  |

※身体介護に引き続き生活援助を行う場合、時間数によっては単位数が変更となります。

《加算料金の1割負担金》※介護保険負担割合証(1～3割)による

初回加算 200円  
 緊急時訪問介護加算 100円 ※1回につき  
 生活機能向上連携加算Ⅰ 100円 ※初回の訪問介護が行われた日と3ヶ月毎の算定  
 特定事業所加算Ⅱ 所定単位の10/100加算 /月

## ●総合事業訪問介護

《1月あたりの負担金》※介護保険負担割合証(1～3割)による

| 利用回数<br>要支援区分    | 週1回程度   | 週2回程度   | 週3回以上   |
|------------------|---------|---------|---------|
| 要支援1<br>又は 事業対象者 | 1, 176円 | 2, 349円 | —       |
| 要支援2             | 1, 176円 | 2, 349円 | 3, 727円 |

※岡山市の方は、1単位=10.21円となり、料金が異なります。

《加算料金の1割負担金》※介護保険負担割合証(1～3割)による

初回加算 200円

## ●処遇改善加算について(介護給付・総合事業共通) ※限度額対象外

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の287/1000加算 /月



# 実施地域

倉敷市(児島、玉島、水島、真備、船穂地区を除く)  
岡山市(吉備、高松地区)、早島町、総社(西坂台)

交通費は通常の実施地域については無料とさせていただきますが、実施地域を超えて行う場合は、下記の通り徴収させていただきます。

- ① 事業所から、実施地域を越えた地点から片道おおむね10km未満
  - ② ①より、5km増すごとに 55円加算
- ※ ①②については往復の交通費とする

330円

